

医療保険の訪問看護料金表 三鷹中央リハケア訪問看護ステーション

[令和元年10月1日改定]

訪問看護の利用料

(基本療養費+管理療養費+加算分)×負担割合となります。[法令により、利用料の10円未満は四捨五入となります]
特別受給者証などお持ちの方は各自治体により自己負担額が変わります。

【①基本看護料（精神科訪問看護基本療養費以外）】

単位：円

訪問日数	基本療養費	管理療養費	利用料10割	1割	2割	3割
月の初日(1日目)	5,550	7,440	12,990	1,299	2,598	3,897
月の初日(2日目以降)	5,550	3,000	8,550	855	1,710	2,565
月の初日(4日目以降)	6,550	3,000	9,550	955	1,910	2,865

【②該当する場合に請求させていただく費用（加算項目）】※省略は健康保険法で定められております

略称	サービス内容	利用料10割	1割	2割	3割
難病等複数回訪問加算 ※難病等で頻回な看護ケアが必要な場合	1日に2回訪問した場合	4,500	450	900	1,350
	1日に3回以上訪問した場合	8,000	800	1,600	2,400

く ご 月 費 請 求 に 1 回 さ せ て 頂 く	24時間対応体制加算	24時間電話相談を受け、緊急時には訪問	6,400	640	1,280	1,920
	特別管理加算(重)	気管カニューレ・留置カテーテル等使用している状態にある方	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算(軽)	在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方	2,500	250	500	750
	訪問看護情報提供療養費	医療関連機関、市町村等への情報提供	1,500	150	300	450

適 応 時 に ご 請 求 さ せ て 頂 く 費 用	在宅患者連携指導加算	訪問している医療関係職種間で情報共有し指導を行った場合※月1回	3,000	300	600	900
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	状態の悪化に伴い、主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス※月2回	2,000	200	400	600
	緊急訪問看護加算	計画外の緊急訪問をした場合	2,650	265	530	795
	夜間・早期訪問看護加算	夜間(18時～22時)早期(6時～8時)の訪問	2,100	210	420	630
	深夜訪問看護加算	深夜(22時～6時)の訪問	4,200	420	840	1,260
	退院時共同指導加算	入院中、入所中の方が退院、退所にあたり主治医と連携して在宅療養のアドバイス	8,000	800	1,600	2,400
	退院時共同指導加算(特別管理指導加算)	特別管理加算のご利用者様に対する上記のアドバイス	8,000	800	1,600	2,400
	退院支援指導加算	退院日に訪問して在宅療養導入のアドバイス	6,000	600	1,200	1,800

回 に 適 応 1 時	長時間訪問看護加算	1時間30分(90分)を超える訪問を行った場合	5,200	520	1,040	1,560
	複数名訪問看護加算	2名以上の看護師が訪問し看護ケアを行った場合※回数制限がない場合もあります。	4,500	450	900	1,350

その他	ターミナルケア加算	看取りの時期に必要な看護ケア(最終月のみ)	25,000	2,500	5,000	7,500
-----	-----------	-----------------------	--------	-------	-------	-------

【③医療保険対象外の自費請求させていただく費用】(税込)

その他	単位	金額
長時間訪問看護の場合(2時間の看護を超えた場合)	30分毎	3,000
保険対象外訪問看護の場合	30分毎	3,000
休日訪問の場合 ※土曜、日曜、祭日、年末年始(12/30～1/3まで)	1回	5,000
[交通費]サービス提供外地域またはステーションから2Km以上	訪問毎	432
エンゼルケア(死後の処置)		10,000

※(注)上記の利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、改正された場合は、自動的に改訂されます。
なお、その場合は事前に新しい利用料を書面でお知らせいたします。

※ 訪問看護指示書料金について主治医の医療機関にお支払が発生いたしますのでご了承ください。